



令和3年8月16日

精神障害者の自立支援を考える会 木村邦弘 殿

法務省保護局精神保健観察企画官 猪間徳子



「第4次犯罪被害者等基本計画」における刑法39条事案被害者等に
関する要請書について（回答）

令和3年6月15日付け標記要請書中、当局関連事項について、別紙のと
おり回答します。

【要請事項】

2 具体的な要請事項

(1) … (中略) …具体的には保護観察所・地方自治体等に専任の被害者支援担当者を配置し、以下について日常的な支援体制の構築を要請します。

① (略)

② (略)

③ 医療観察処遇における対象者の「処遇段階等情報提供制度」の申出対応を。

(回答)

法務省の出先機関である保護観察所では、医療観察制度における被害者等に対する加害者の処遇段階等に関する情報提供制度（以下「情報提供制度」という。）に基づき、申出のあった被害者等に対し、加害者の処遇段階等に関する情報提供を行っています。

当該情報提供については、原則として、社会復帰調整官室の管理職が行うこととしており、必要に応じて、被害者等に対し、医療観察制度についての説明も行っています。

【要請事項】

2 具体的な要請事項

(2) … (中略) …もとより処遇現場において「被害者の病状改善や社会復帰に支障をきたす恐れ」があると判断されれば情報提供できないことは当然であり、基本は処遇現場の状況が根拠となります。改めて現行「医療観察制度」の下での被害者支援・情報提供を要請します。

(3) 「医療観察制度」における「通達」等による個別の運用改善要請事項

「医療観察制度」における被害者等の支援に対する基本的な意見は前述の通りですが個別の運用改善事項について「通達」等による速やかな実施を要請します。

① 「処遇情報等提供制度」について改善検討を明言していることを歓迎

迎えますが、とりわけ現在被害者等の申出による事後報告となっている対象者の「処遇変更・終了」については、変更事由等を明示した「事前通知」の迅速な実施を要請します。

(回答)

第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）の中で、法務省において、「犯罪被害者等への情報提供の在り方について、情報提供制度の運用状況、医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ検討を行う。」こととされました。

引き続き、情報提供制度の運用状況等を踏まえ、医療観察制度における被害者等にとって利用しやすい制度となるよう検討していきます。

【要請事項】

2 具体的な要請事項

(3) (略)

- ③「地域処遇ガイドライン」の「地域住民への配慮」については「被害者等への配慮」を含むことを周知すること。

(回答)

従来から、「地域社会における処遇のガイドラインについて」（平成17年7月14日付け法務省保総第595号・障精発第0714003号法務省保護局総務課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の2の(7)において、個別の事情に応じ、加害者の社会復帰が促進されると見込まれる場合には、加害者の同意に基づき、保護観察所から一定の範囲で被害者等に情報の提供を行うことができるとされており、当局においては、同ガイドラインの運用は、その趣旨を踏まえ適切になされているものと思料しています。

もっとも、被害者等への配慮に係る記載については副次的な表現となっていることから、本来の文意を損なわない範囲で、より適切な表現について検討していきます。